

●香川県告示第510号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年11月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
株式会社富士クリーン 綾歌郡綾川町山田下2994番地1
代表取締役 馬場 一雄
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙754番1
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の焼却施設（燃焼室の追加）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（今回追加する燃焼室に係るもの）
 - (1) 産業廃棄物
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）
 - (2) 特別管理産業廃棄物
 - ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）
 - イ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）
 - ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）
 - エ 特定有害産業廃棄物
 - (ア) 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むものに限る。）
 - (イ) 廃酸（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むものに限る。）
 - (ウ) 廃アルカリ（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むものに限る。）
- 5 申請年月日

平成24年10月11日

6 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県環境森林部廃棄物対策課

香川県中讃保健福祉事務所環境管理室

綾川町住民生活課

(2) 縦覧期間

平成24年11月9日（金曜日）から同年12月10日（月曜日）まで

7 意見書の提出期限等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成24年12月25日（火曜日）

(2) 提出先

高松市番町4丁目1番10号 香川県環境森林部廃棄物対策課

(3) 記載事項

ア 生活環境保全上の見地からの意見

イ 意見書提出者の氏名及び住所

ウ 対象事業の名称（株式会社富士クリーンの焼却施設）

(4) 提出上の注意

意見書の形式は特に問わないが、日本語により記載すること。